

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第19条の2 条例第13条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる災害とする。</p> <p>(1) <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u></p> <p>(2) <u>令和元年台風第19号</u></p> <p>2 条例第13条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号（<u>前項第2号に掲げる災害に係るもの</u>にあつては、<u>第2号及び第5号を除く。</u>）のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第13条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の免除を受けようとする場合 第19条の2第2項各号（<u>同条第1項第2号に掲げる災害に係るもの</u>にあつては、<u>同条第2項第2号及び第5号を除く。</u>）のいずれかの被害を受けたことを証する書類</p> <p>(3) [略]</p>	<p>第19条の2 条例第13条第1項第1号の規則で定めるものは、<u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u>とする。</p> <p>2 条例第13条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第13条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の免除を受けようとする場合 第19条の2第2項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類</p> <p>(3) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在学する者で、この規則による改正前の農業大学校条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第19条の2第1項第2号に掲げる災害により農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）第13条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づき授業料の免除を受けていたものに係る施行日以後の授業料の免除については、改正前の規則第19条の2第1項第2号及び第2項並びに第21条第2項第2号の規定は、なおその効力を有する。